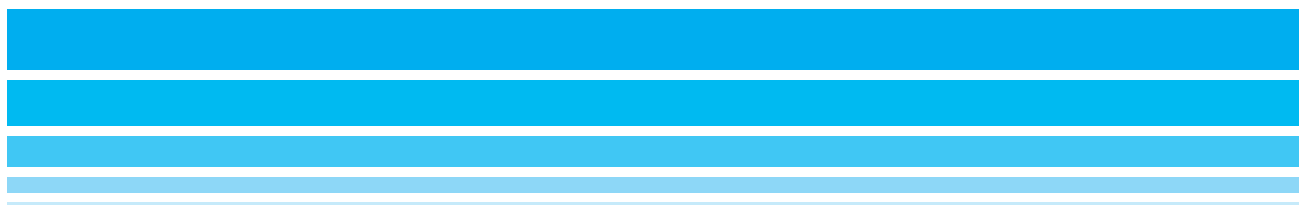


第1章

計画策定の基本的な考え方





1 計画策定の趣旨

資源に乏しい我が国にとって、人材こそが最大の資源であり、財産である、との先達の教えにもう一度立ち返りながら、千葉県、さらには日本の将来の発展を担う「人づくり」すなわち教育をこれまで以上に推し進めていくことが必要です。

特に、今後も進展が予想される少子高齢化を踏まえ、県民一人一人が、その生涯にわたって自ら学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要があります。

本県では、平成 22 年 3 月に「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、本県教育の 10 年後の姿を展望し、それを実現するための目標と施策の方向性及び平成 26 年度までの 5 年間に実施する重点的・計画的な取組を示し、推進してきました。

しかしながら現在においても、学力向上、道徳教育の充実、いじめの防止、教員の資質の向上や幼児教育・家庭教育の充実など、引き続き重点的に取り組んでいかなければならない多くの課題があります。また、社会的に自立する力の育成、グローバル化に対応した資質の育成や地域コミュニティとの協働など、社会状況の変化に対応した課題にも取り組んでいくことが必要です。

そこで、第 1 期計画の後継計画として、第 1 期計画で示した目指す姿の実現に向けて、これからの 5 年間で取り組む施策を示した第 2 期の千葉県教育振興基本計画を策定することとしました。

本県は、首都に隣接しながら、三方を海で囲まれ、温暖な気候、豊かな自然に恵まれ、多様な産業や優れた多くの人材が集積し、郷土としての魅力にあふれています。また、平成 32 年（2020 年）には東京オリンピック、パラリンピックの開催が決定し、海と空の玄関を有する本県にとって、子どもたちの目を世界に開く絶好の機会にも恵まれています。

こうした本県のポテンシャル（潜在能力）を最大限に活用し、様々な課題に挑んでいく大人たちの姿を子どもたちに示しながら、学校はもとより全ての県民一体となって教育の振興に取り組み、光り輝く「教育立県ちば」の実現を目指します。

2 計画の性格

この計画は、第1期計画で示された、「10年後の千葉県教育の目指す姿」を実現していくための後継計画であり、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

さらに、県政運営の基本的な方向を総合的、体系的にまとめた県政全般に関する最上位の計画である「新 輝け！ちば元気プラン」（以下「総合計画」という。）の下での教育に係る個別計画としての性格も有しています。

なお、計画の策定に当たっては、第1期計画と同様に学校教育、社会教育、スポーツのほか、文化振興、さらには福祉や環境なども視野に入れ、記載することとしました。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

4 策定のプロセス

この計画は、平成22年3月に10年後の姿を展望して策定した第1期計画を基盤とし、キャリア教育、グローバル化に対応した教育、特別支援教育といった重要な課題や本県教育の今後の在り方等について意見を聴取するために平成26年5月に設置した、「光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の意見等を踏まえるとともに、教育関係者、関係団体からの意見聴取、パブリックコメントなど、多くの県民の声を反映しながら策定しました。

また、策定に当たっては、平成25年6月に決定された国の教育振興基本計画（第2期計画）の施策の方向性や内容との整合について吟味しました。

なお、有識者会議の設置に先立ち、平成25年度には「光り輝く『教育立県ちば』を推進する懇話会」を設け、学力向上、いじめ防止対策、道徳の充実、教員の資質向上、幼児教育・家庭教育の充実について、有識者会議に向けて論点整理を行いました。



高校生による小学校での英語指導



平成 26 年度「魅力ある県立学校づくり大賞」
教育長賞・館山総合高校